

カーボン・クレジット市場の開設について（定款の一部変更）

2023年6月9日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

2050年カーボンニュートラル目標実現のため、2023年2月、政府より「GX実現に向けた基本方針」において、カーボンプライシングの制度設計として「排出量取引制度」の導入が示され、2023年度からの試行取引、2026年度からの本格稼働が予定されており、その中で2023年度における「カーボン・クレジット市場の創設」が期待されております。

当取引所は、2022年度に経済産業省から受託、実施した「カーボン・クレジット市場の技術的実証事業」から得た知見と市場運営の経験を活かし、カーボン・クレジット市場を開設することとし、定款を一部変更いたします。

II. 概要

算定割当量又はこれに類似するものの売買を行うための市場施設の提供等の業務を行うことができるよう、定款の目的規定（第2条）を変更します。

III. 実施時期

本定款変更は、2023年10月2日から施行します。

以 上